

大切な農地を貸し出す 所有者の方を支援します

農地流動化対策事業補助金

交付対象者

① (農地の貸し手)

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、
②の農地の借り手へ農地を6年以上貸し出す市内在住の
農地所有者

② (農地の借り手)

農地を6年以上借り受ける市内の認定農業者、
認定新規就農者および新規就農者

交付額

貸借される農地の面積に応じて、補助金を交付します。

$$[\text{交付額}] = [\text{農地面積}] \times [\text{交付単価}]$$

★ 農地面積1,000m²あたりの交付単価（初めての貸し出しの場合）

交付対象者	貸借期間	地目			
		田	畑・樹園地（果樹）	樹園地（茶）	農業用施設用地 (農業用ハウス)
農地の貸し手	6年～10年未満	12,000円	6,000円	7,500円	20,000円
	10年以上	24,000円	12,000円	15,000円	40,000円
農地の借り手	6年～10年未満	12,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	10年以上	24,000円	12,000円	12,000円	12,000円



例えば・・・

800m²の田んぼを認定農業者へ10年間貸し出したら、
 $800\text{m}^2 \times 24,000\text{円}/1,000\text{m}^2 = 19,200\text{円}$ の補助金が
貸し手と借り手の双方に交付されます!

加算措置

★遊休農地加算・・・遊休農地を貸し、借り手が解消した場合、
1,000m²あたり20,000円を借り手に加算。

★農地集約化加算・・・地域計画^{*}の区域内において、
交付対象となる借り手の耕作農地に隣接する
農地を貸し出す場合、
1,000m²あたり5,000円を
貸し手と借り手の交付単価に加算。

〈集約化加算のイメージ図〉

農地所有者A

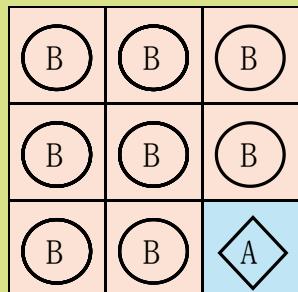


高齢で自分の畠（800m²）を耕すのがきつい…
隣で耕作している認定農業者Bさんが
10年契約で借りてくれないかな…

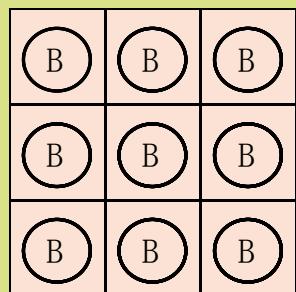
認定農業者B



規模拡大したいと思ってた！
ぜひ、10年契約で借りたい！



Aさんの畠を
Bさんに10年
契約で貸付



800m² × (12,000円 + 5,000円) / 1,000m² = 13,600円の
補助金を貸し手と借り手に交付します！

※地域計画：地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画です。
地域計画区域の確認は各農林事務所へ。

注意事項

★補助金は、貸し出し初年度もしくは翌年度に1回のみ交付されます。

ただし、貸借期間満了後に、6年以上の契約を更新した場合は
再度、補助金が交付されます。（交付単価は下がります）

★申請者に市税の滞納がある場合、補助金は交付されません。

★契約期間の途中で農地の貸借契約を解除した場合、補助金を返還いただきます。

〈お問い合わせ先〉

◎ 申請方法など補助金に関するご質問： 農政総務課企画係（TEL：099-216-1334）

◎ 農地の貸借（補助金以外）に関するご質問： 農業委員会本局（TEL：099-216-1466）